

市町が処理する農地関係事務の見直し（拡大等）について

1. 要 旨

今般の農地制度の見直しに伴い、改正後の農地関係法令の趣旨との整合を図り、市町において、農地転用を含む土地利用調整や事務手続きの更なる迅速化を図られるよう、市町が処理する事務として権限移譲した農地関係事務について見直し（拡大等）を行うもの
(平成28年4月1日)

2. 農地関係事務の見直しに係る法令の主な改正概要（農地法関係）

- 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議を廃止し、自治事務とすること
- 4ha超の農地転用に係る事務（権限）については、農林水産大臣との協議を行うこととした上で、都道府県知事に移譲し、法定受託事務とすること

	現 行	改正後
4ha 超	国	県 ※国協議 (法定受託事務)
4ha 以下 2ha 超	県 ※国協議 (法定受託事務)	県 (自治事務)
2ha 以下	県 (自治事務)	

3. 市町が処理する農地関係事務の主な見直しの内容

- 「2」の改正を踏まえ、以下の事項について、総務部所管の「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の改正により、対応

・2ha超4ha以下の農地転用に係る事務について、移譲を希望する市町（大津市を除く市町。豊郷町にあつては新たに4ha以下）に権限を移譲

	現 行	見直し後
4ha 以下	県	県 (大津市の区域)
2ha 超		大津市を除く18市町
2ha 以下	豊郷町を除く18市町 県 (豊郷町の区域)	大津市